平成２２年（フ）第８３号
仙台市宮城野区福田町３丁目２番10―301号
破産者　菅原　　浩
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
仙台市青葉区八幡１丁目２番１号　シャングリラ八幡110
破産者　加藤　敦子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５９６号
茨城県水戸市見川町2434番地の４
破産者　佐藤　良一
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目10番33号　東海コーポＡ棟203号室、開始決定時の住所茨城県那珂郡東海村大字白方1261番地
破産者　川崎　　隆
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９号
水戸市末広町３丁目６番52号
破産者　山岡　義明
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
茨城県笠間市来栖99番地３
破産者　栗原　　忠
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１号
栃木県那須郡那須町大字湯本204番地
破産者　髙橋　廣行
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１３７号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2727番地２　那須ウィスタリアコート202、前住所栃木県那須郡那須町大字高久甲5729番地１
破産者　髙橋　由紀
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３５４号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地16号棟510号室
破産者　洌鎌　忠彰（旧姓小野塚）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
埼玉県秩父市中宮地町16番４号　コーポユキ103、旧住所埼玉県秩父市寺尾154番地１
破産者　米山　繁雄
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２０年（フ）第１７２号
長野県佐久市塩名田230番地１
破産者　高野　武春
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３０号
長野県下伊那郡泰阜村2787番地
破産者　藤本　昌人
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第３１号
長野県下伊那郡泰阜村2787番地
破産者　藤本　英男
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第４０号
長野県飯田市上久堅23番地２
破産者　田中　昌勝
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１８４号
滋賀県守山市水保町1394番地セザール琵琶湖大橋210号
破産者　福山正二郎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５７号
熊本県八代市高下東町297―１、開始決定時の住民票上住所滋賀県甲賀市甲南町深川1460番地39
破産者　末永　　章
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８６号
滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町５丁目2660番地83
破産者　白石　弘則
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
広島市安佐南区祇園２丁目２番８―301号
破産者　菅森　美恵（旧姓長岡）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４号
山口県下関市秋根上町１丁目２番13号
破産者　樋口　賢治
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係